

ってみたというのがこの右の写真です。業者さんがずばりその時に、この設置方法が間違っていると。扱ったことがない人が多分設置したんだろうと。何の役にも立たないということです。それどころか、このたくさん四角に切って張り付けているので、そもそもゴムシート防水というのは、シート同士をつなぐ接着部分。

原告代理人

異議、質問になっていません。

裁判官

質問を端的にしてください。

被告

そこがはがれやすくなるという説明でした。どう思いますか。

シート防水はジョイントというか、重ね合わせて継いでいきますので、接着がきちんとしていけば問題ないと思いますけど。

脱気筒の役割を果たしていますか、これで。

局部的には何の意味もないとは思いませんけど、このピンポイント的には。

脱気筒を設置した小さい穴のその局部のことを言っているんですか。

その周りです。

周りからは入ってこないです。接着剤でくっついているわけですから。脱気筒の筒の下だけです。

どういうあれでしてあったのか、この写真ではちょっと分かりませんが。

これが正しいか正しくないかということが判断できないんですか。

原告代理人

異議。証人は正しいと答えていますので、重複質問になります。

被告

正しいんですか。

裁判官

1 先ほど正しいというふうにお答えになっています。

被告

分かりました。この脱気筒を設置したということは、マニュアルの膨れ防止対策ということで、マニュアルに書いてありますけれども、どういう原因があったから、このリマークビルでは設置したのかというと、その上に書いてある(5)、未乾燥のままシート防水をした、あるいは6番、施工中に雨が降ったと。どれだと思いますか。原因は。

これは竣工して結構たってからの補修だと思いますので、何かの継ぎ目とかそこ辺のところから劣化で水が浸入したとか、そういうところだろうと思います。雨が降る時には、施工しませんので、雨が降りながらの施工というのはしてません。

どれが原因か分からないですか。

原告代理人

異議。誘導です。

裁判官

2 脱気筒の設置をされていच्छゃらないという前提なので、その点について余り詳しく聞いたところで、期待されている答えは出てこないと思いますけど。

被告

一応脱気筒の設置の実績経験があるという、先ほどお話されたので、一応脱気筒についての設置方法であるとか、使用方法というものは把握しているということを前提に質問をしました。

私の準備書面の4というのがありまして、その12ページになるんですが、これです。水分の重みで垂れ下がり、真っ黒に腐った天井板の正体とは、あ

位置関係からして、そこではないと思います。

被告

位置関係ではなくて、そのはがれたところから雨が入っていたということについては、事実として間違いないですよ。

はがれた、そこからだったら、下にその近辺に即出ると思います。

裁判官

3 先ほどの乙第3号証の11と12の写真、今お手元にありますか。この写真のはがれた部分から雨水などが入り込むということはあり得るのでしょうか。

原告代理人

前提なんですけども、これはもともとはがれていたわけではないです。調べるためにはがしたんです、この時。

被告

はがれかかっていた。浮いていたということです。

裁判官

4 密着している状態ではなかったということですか。そうすると、密着していない状態だった場合に、そのすきまから雨水などが入り込んで、水が漏れるということはあるのでしょうか。

ここにクラック等があれば、その下に入るかもしれませんが、この位置関係からして、さっきの写真の位置関係からして、ここからだとは思いません。

被告

そうすると、私が紹介した天井が黒く垂れ下がった、その状態になったというのは、ドレンから落ちたと。

ドレン周りです。

ドレンから落ちたやつが、その天井のところにそういう黒いかびというんですか、それをもたらしたとおっしゃるんですね。乙第43号証、矩計図とい



うのがありますけれども、2階の天井にグラスウールが入ってますね。なぜ1階の天井に入っていないんですか。

これは断熱というのは、外皮というか、外周りに面するところだけ断熱材を入れるのが通常でして、1階の方の下には断熱材は入りません。これは、2階の天井にはグラスウールを入れて、1階には入れないというのは、あなたが決めたんですか。

通常こういうような断熱のやり方をしています。通常の話ではなくて、この物件で、2階に入れて、1階に入れないことを決めたのはあなたですか。

決めたというか、これは一般的に建築の業界ではこういうふうなやり方をやっております。

あなたが決めたんですか。

私が決めたというか、これは建築の施工の。

裁判官

この図面を作成したのはだれか御存じですか。

私です。

5 あなたの持っているあらゆる建築業界における一般常識に基づいて、グラスウールを入れる場所については、あなたが判断されて、図面を作成されたということよろしいですか。

一般常識として、建築されている方は一般常識だと思います。

被告

私がこの物件を発注する際に、学習塾として使いますので、もちろん防熱というのも必要なんですけども、防音というのも非常に重要な要素だったんです。そこには十分注意して仕事をしてほしいという要望を出していたんですけども、そのことは、聞いてなかったですか。私1回あなたにそういったことを会話したような記憶があるんですけど。



記憶はありません。

その時に、防音については大丈夫ですよと、必要なものは全部使っておりますという話をあなたから聞いたような記憶があるんです。なぜ1階にグラスウールが入ってないんですか、それで。

原告代理人

異議。証人は聞いていないと言っています。聞いていることを前提に質問するのは不適切です。

裁判官

6 本件の争点とは余り関係がないように思いますので、次の質問がもしあるのであればしてください。時間も迫ってますので。

被告

自宅の引き渡しは平成13年4月だったんですが、その1か月後、1か月点検という名目で、私の自宅の方にあなたが訪れましたね。

記憶にありません。施工の担当が私でなかったものですから、そこ辺  
記憶にありません。

来たかどうか記憶してない。

ありません。

私はあなたからどのぐらい時間たって点検したのか、そこまで覚えてないですけど、点検後に報告がありますということで、報告を受けまして、バルコニーの勾配が不良になっているので、その勾配の不良を放置すると、後々問題が生じる、極端な話、漏水とかそういったことも可能性としてはあるので、工事を早急にやり直しますと、日程は改めて連絡しますと言って帰られたんです。分かりましたということで、私はその時返事をしたんですけど。

裁判官

そのような事実がありましたか。

記憶にないです。

はい。

そういったゴムシートが、経年劣化などで雨漏りが生じてくるということはあるんですか。

はい。

そういった場合には、どのような形で対応されるんですか。

初期の場合には、表面のトップとかシーリング、周りをメンテナンスしていくことによって、寿命を延ばしていくというようなことで、防水全体なんですけど、そういうようなことをやっています。

どのぐらいの間隔で、そういったメンテナンスというのを行っていくんですか。

さまざまなんですけども、建てる条件によって、先ほど見ましたように、ドレンに水がたまったりして劣化を早めるとか、いろいろな要因があるんです。例えばカラスが来て、防水層をつつくということもありますし、いろいろな要因があって、一概には言えませんが、初期の段階でメンテナンスをするというのが通常。

リマークビルの場合ですと、その初期の段階というのは、大体どのぐらいの想定をしておっしゃっていますか。

10年以内のところだと思いますけど。

リマークビルの建築に関する打ち合わせの際に、ゴムシート防水について説明をされたというふうにおっしゃっていましたが、具体的にはどのようなことを説明されたのでしょうか。

社屋が同じ材料を使っていますので、そういう、階段上るところにもゴムシート防水しているのが見えますので、そこ辺のあたりで、写真を使ってなのがちよっと分かりませんが、そういう言葉では伝えたいと思います。

その時、耐用年数などについてお話をされましたか。

耐用年数については、記憶があいまいというか。

7 特に被告の黒木紹光さんの方からゴムシート防水をすることについては、何も話は出なかったですか。

なかったです。

被告

1月の末に実際はシート防水の工事をしたということでしたね。

ですね。そこ辺のところ。

ということは、工程上、足場も1月末まではあったということですか。

そうです。

それが終わって足場を解体したと。

解体して、舗装的にはそんなにかかりません。後の舗装です。

足場の当然請求額は上がったということですね。

そこ辺のところは、記憶にないですけども。

2週間延びたら2週間分の足場費用は、当然請求が上がるわけですね。

足場は通常かかったら、もう期間がある程度ありますけど、下請さんからの請求はそんなに短かったから、長かったからと、よほど何か月も延びればそれはあるでしょうけど、2週間ぐらいだったら、そんなには、じゃないかと思います。

1月末にシート防水の工事をしたというのは、下地のコンクリートが乾いた状態を確認してシート防水をしたという意味ですか。

ですね。そういう確認があったんだろう。2人だけでやっていたので、そこ辺で確認して施工しました。

確認したんですね、乾燥していたということ。

目視ですけど。

以上



ンクリート打設を行ったとされる12月10日以降、これで97ミリメートルの降雨があります。そうすると、合計すると降雨量というのは315ミリ降雨量があるんです。だから期間は確かに1か月以上開いてますけども、まさにその1か月間強の間に315ミリメートルの降雨量があるんです。これは簡単には乾燥しないですよ。これだけ降雨量があると。

コンクリートを打設して、夏場なんかは、クラックが入るといけないので、あえて水を振るんですよ。乾燥を早くしないように、ある程度、四、五日とか1週間ある程度乾燥したら、あとは幾ら大雨が降ろうが、屋根に勾配と屋根が付いてますから、北側の後ろの方に、雨は全部そちらの方に流れていくので、そこで1か月間、雨がずっと降ろうが、もう乾燥に支障はないです。当然シート防水を張る時には、二、三日とか四、五日、表面を乾かしてからやりますけど、今被告が言うように、1か月間降ろうが何しようが、何百ミリ降ろうがそこには全然問題はないし、あくまでもこの工程表というのは、着工前の工程表ですので、竣工工程表じゃありませんので、あくまでも事前にこういうことでやりますよと。も言っていましたけど、工期そのものはある程度天候が我々もほとんど毎日ネットで、天候、そういうことがあるので。

315ミリの降雨があったけども。

全く支障がないです。

裁判官

ここで確認されるべきは、恐らくきちんとコンクリが乾燥したことを確認された上でシートを施工されたかどうかということだと思っんですけども、このことについてはいかがでしょうか。

全く問題はないです。大体一月ぐらいあったらするんですけど、シート防水を。





通常何か案件があろうがなかろうが、継続した委任契約といたしますか、というのを結んでいると。

はい。

顧問料を、年間顧問料を払っていると。

はい。

このすぐ相談に行って交渉を依頼しましたと書いてますけども、いつ行ったんですか。

覚えてませんが、あなたが送ってきたすぐ後だと思います。

9月5日に甲第8号証を送ってますので。

その後も送りつけてきたですよ、2回。

6日に着いているわけですね、甲第8号証が、翌日に。

分かんず、その翌日か翌々日か。

行った日にちが甲第8号証が到着した6日か7日か、それは分からないんですか。

覚えてません。土日を挟んだら遅れるかもしれないじゃないですか。

すぐに相談に行き、交渉を依頼したと書いてますから、すぐに相談に行ったのはいつなのかなというその疑問ですけど。

裁判官

**2** 覚えておられないということですか。

被告

覚えてないですか。

一々覚えてないです。

1人で行ったんですか。

そうです。

何か持参しましたか。

あなたが送ってきたやつを持っていきました。



それだけですか。

あとは前回の和解のやつとか全部、資料が残ってますので、          さんのところに。

どうしても気になるんですけど、行ったのを覚えてないというお話ですが。

原告代理人

異議。本件の争点との関係性を明らかにしてください。

裁判官

**3** どういった趣旨で質問されてますか。

被告

委任です。訴訟委任をしたことに関する質問なんですけど。

裁判官

**4** それが本件のどの争点とどういった関係があるんでしょうか。

被告

これは提訴に至る経緯に関係すると思ってます。一人で行って、書簡を持っていったと、ほかに何か持っていったものは覚えてない。

覚えてませんよ、1年以上前のことだから。

車で行ったんですか。

何でそこまで答えないといけないですか。

言えないんですか。

言えないことはないけど、そういうことを答える必要はないでしょう。

何で行こうが。

何時ぐらいに出発したかとか、何時ぐらいに着いたかとか、そういうのも覚えてませんか。

その弁護士の先生の空いているスケジュールに合わせて伺ったということですよ。

委任状というのは、訴訟委任状というのは、どこで書いたんですか。

何か意味があるんですか。

どこで書いたか答えられないんですか。

事務所で書いたのか、うちで持って帰って書いたのか、多分印鑑ついたので、自宅で書いたと思いますよ。印鑑が要るんです。自宅で書きました。

自宅で書いたのが9月7日、訴訟委任状の日付ですね。

だったと思います。

9月7日付けの訴訟委任状ということで、9月7日に書いたということでしょうか。

ですね。

ということは、9月7日に訴訟を委任したということですね。

原告代理人

異議。誘導です。陳述書の4ページ目には交渉を依頼したと書いてます。訴え提起することは、この時点では依頼はしていません。

被告

陳述書には交渉を依頼したと書いてますね。

原告代理人

ですので、この時点で訴え提起をすることは依頼はしていません。

裁判官

**5** 確認ですが、訴訟委任状の日付となっている平成28年9月7日に本件についての訴訟の委任をしたということ、それは間違いないですね。

原告代理人

交渉する時にもこの訴訟委任状を使います。委任契約書が別途ありまして、そちらの方には交渉の、もちろん契約書はあるんですけども、委任状としては、この委任状を使うのが一般的なんです。

被告

被告

いつ打ち合わせをしたかは覚えていない。陳述書の方には時系列で書かれていますね。9月19日の書面を見て、そして9月23日、私が代理人にファックスを打った書面を見て、そこで代理人と方針について打ち合わせをして、そして訴えの提起をした。これは時系列でずっと書かれてあるんですよ。だからそこで打ち合わせをしたということは、その時系列の中であり得る日程になってないとおかしいですよ。

前に、打ち合わせを行った時でしょう。

裁判官

6 陳述書に記載されていることは、記載されている通りの時系列であるということ  
ことで間違いないですね。

ですね。

被告

この時系列に沿った、日程は分からないけれども、その流れの中でということですね。プロセスの中でと、ということは、23日の後、打ち合わせをしたということですね。

何の打ち合わせですか。

打ち合わせをして訴えの提起をしたと書いてある。その打ち合わせです。

原告代理人

9月26日です。

でしたか。

被告

ということは、24、25、その間ということですね。代理人と打ち合わせをしたのは。9月20日に代理人から私に、あなたを提訴しますという電話が直接あったんですけども、この20日に私に提訴の通告をしたことは御存じですか。



電話をしたというのは聞いています。

ここが時系列的には完全に矛盾してしまうんです。20日に私に提訴の通告をした。することはもう知ってたと。

この裁判に何か関係するとですか、こういうことは。

前もって20日に私に通告した、その理由は何ですか。

覚えてませんよ、争点と全然違うじゃないですか。この裁判の。

裁判官

被告側としては、その陳述書の記載に、被告が知っている事実との矛盾があるのではないかと考えているということですか。

被告

そうです。

裁判官

**7** 事実関係については覚えてないということで、今答えがありましたので、その関係については、もう覚えていないんだということで、違う事項について質問があるのであればしてください。

被告

先ほど代理人とのやりとりの中で出ましたが、陳述書の中に、同じ4ページの(2)です。「当社が他の企業と談合しており、私自身がそれを認めた発言をした等と事実と異なることも掲載していました」。ブログのことですけれども、事実と異なると書いてますけど、どの事実と異なるんですか。

談合をやっているということです。

談合をしているということが事実ではないと。

ないということです。

私に談合の話をいろいろとリアルに話をしたことはどうですか。

ないです。

ということは、私が虚偽をブログに掲載していると。

でっち上げです。ほとんどブログの部分についてはでっち上げです。

脚色もいいところです。

私は事前に調べてますし、法律も多少は明るくなったので、そういう行為をすれば、事実じゃない虚偽の内容を掲載したら、名誉毀損に該当するということが当然知ってます。だから私は虚偽の内容をブログに掲載することはないです。

原告代理人

異議。

裁判官

質問をしてください。

被告

私はもう11月以降にブログに掲載しているし、準備書面でもそのことを12月6日の準備書面でもそのことを、談合のエピソードについて書いてあるんですけども、なぜ今になって事実ではないというふうに言い始めたんですか。

はっ。何を言っている。

裁判官

被告の質問の前提は、いつごろから原告の〇〇さんがそういった発言をし出したという認識なんですか。

被告

本人の意思としては、甲第38号証の陳述書で初めて確認しましたが、ブログに書いてあること、談合の事実が虚偽であるということについては、ずっと沈黙していましたね。

裁判官

8 恐らく質問されている前提がちょっと違うんだと思うんですけども、陳述書ということで、〇〇さんの認識している事実について、証拠として書面

で提出するという手続をとったのが甲第38号証です。その中で談合などについては事実でないというふうなことをお書きになっていますけれども、主張としてはそれ以前からそういったことはないんだということで、代理人を通じてされておりますので、甲第38号証の提出の時点で初めてさんが談合などがないんだというふうに主張されたということにはなりません。

被告

ちょっと確認してみますけど、どの時点で事実ではない、虚偽であるということをお主張されたのか。私はそのことについてずっと今まで沈黙していたというふうに認識していたものですから。

裁判官

9 裁判所としてはそういう認識はなかったんですが、御本人に關係する事實關係について、もし質問があるのであればしてください。

被告

この談合についてのエピソードというのは、あなたからそういう話をコンサルタントしている時に聞いて、それをこういうことがあったという事実を掲載したわけなんですけども、たまたまその談合の話がこの時だけあったということじゃなくて、コンサルタントしている時によくそういう話を聞いたということがあって、エピソード、談合によって2年に一度確実に受注の順番が回ってくる、労せず確実に受注できるからやめられないというエピソードを掲載したということなんです。

裁判官

質問は何でしょうか。

被告

これは私が作ったというのがあなたの。

原告代理人

異議、重複です。





あなたと一緒に了解とったじゃないですか。だからそこに書いている  
じゃないですか。あなたがシート防水って。

これは聞き取ったやつをメモしたというやつですけど。

だから了解しているということですよ。

裁判官

12 原告の さんとしては、3人で話し合っただけで決めたというお話を先ほどから  
されていますので、質問される場合にはそれを前提に聞いてください。

その中に、先ほども言ったじゃないですか。仕様変更して、予算を変  
えましょうというのもあなたの指示の中で変えていますよ。そこで37  
80万と、これは僕の数字ですけど、ここを変えています。これを原価  
にしましょうというふうに。予算が合わないところは、これを換えま  
しょうというのは、あなたの字体で書いてますよ。だから仕様を知ら  
ないというのがおかしいですよ、今さら、ごまかすわけじゃない。

被告

事実を言うと、この打ち合わせで 氏が一緒にいたという記憶は一切ない  
ですけど。

会議室に。

原告代理人

異議。

被告

あと、屋上防水のパッチワークと脱気筒設置の事実というのはあなたは把握  
していたんですか。

だから先ほど言いました。平成21年に 氏がメンテをした時に、  
そこも気付いて、そういうふうにやりましたと報告したと、あなたに  
も電話で報告したと言ってますよ。

被告



これは、〇〇の方から黒木紹光さんに対して雨漏りの件で報告のメールを送られているようなんですけれども、先ほど雨漏りの件でリマークビルに関して処理に行かれたのが、平成21年と平成24年の2回ほどだというふうにお話されていましたが、このメールもそのいずれかのどちらかですか。

その後です、これは。これは和解がありました、和解勧告が平成26年5月20日でしたか。それ以降に、また同じところが漏ったというので、先ほどの21年と24年と依頼があったので、じゃ行きますよというふうにこれはうちの方の、そしたらこの対応が悪いとか言い出した。3回目ありました、これは。

26年のメールを送信した日付が分からないんですけども、10月14日というふうに文面の中に書いてありますが、これは平成26年のことだということよろしいですか。

そうです。

13 被告の黒木さんが〇〇のコンサルを担当されていたという話なんですけれども、下請業者などについても把握されていたんでしょうか。

ほとんど知っていました。

コンサル業務をやめたきっかけというのは、何かあったんですか。

当時社員が1人退職しまして、費用が金額的にも高いので、払えないということで。先ほど下請さん知ってますかと言われてましたけど、当然知っているのは、年に何回かゴルフコンペを当社でやってまして、彼も参加していると。そこに下請業者さんみんな参加していましたので、だから業者のことは全部知ってます。

14 被告の行為によって、いろいろと損害を被ったというふうに主張されていますけれども、先ほどのお話ですと、市役所などにも説明をするなどして、赴かれたということですか。

そうです。



15 ブログの内容などについて、周りの人から何か言われたことはありますか。  
あります。

16 どんな人たちからどのようなことを言われたんでしょうか。  
お客様。

17 どのようなことを言われたんですか。  
ブログでいろいろ載せられて大変だねという。

18 何かブログの関係などで、市役所ですとか、取引先から仕事に差し支えるようなことというのは言われたりしたんですか。

証拠としてはないんですけども、市役所としては指名はまだ入っているからいいですけど、一般のお客様なんですけど、3件ぐらいうちにお見えになられたお客様が、途中で連絡幾らしてもつながらないんです。僕は余り詳しくないんですけど、ネット上、を検索すると、被告のブログが近くに出てくるので、その3件だめになったお客様は、うちのブログを見て仕事の依頼に来られて、打ち合わせを一、二回やって、それから次の打ち合わせをといたら連絡が来ないと。

19 来なくなったのは、被告のブログにに関する書き込みがされた後ですか。

私はそう思ってます。実際にそのお客さんのところに行ってなぜ話が途絶えたのかというのは聞いてません。

20 何かほかに会社の信用が低下したなというふうに感じておられる具体的なエピソードなどありますか。

特に今日、証人尋問に出さされたかか、社員たちも仕事に支障が出るというか、そこの家族とか、心配してます。今後先ほども言ったように、当社は営業もないので、お客様からの御紹介とか造ったお客様の子供さんのやつをまた紹介とか、下請さんからの御紹介とか、そういう御紹介だけで営業をやっているもんですから、

## (別紙)

裁判官

あなたは、原告会社辰工務店でコンサルを担当されていたんですか。

はい、そうですね。

それはいつからいつまでですか。

記憶で言いますけど、平成4年から10何年かが最後は覚えてないんですけど。

どのような業務をされていたんでしょうか。

経営管理という分野が一つですね。あと空調工事会社にいたものから、工事という分野について多少は知っていたということで、工事の予実算管理、経営そのものは財務関係に少し強いものですから、経営管理、そういう予実算管理、あと広告関係が主体でしたね、それプラス辰工務店の本社ビルを造るというときに、それはその期間だけ限定で企画ですね、土地が広がったものですから、会社の規模から言って、会社だけで使うにはもったいないということで、2階建てにして、1階はテナントとして貸したほうが現金収入が入るからいいという、そういう企画を私が作成しまして、ある程度、予実算関係を作りまして、ということをしてそれは別立てでやりました。

下請業者などについても把握はされていませんか。

どういう下請業者さんがいるという、そういうそのレベルですけども、されていたということですかね。

はい、そうですね。

平成9年10月28日に、リマークビルの請負工事契約を締結されていますけれども、まず辰工務店に工事を依頼することにしたのはなぜですか。

既に、コンサルとしての付き合いもかなり年数経っていましたので、そういう仕事上の付き合い、友人としての付き合い、信頼関係があったので、よそを検討するということは一切なく、お任せしたというこ



一を取ったんだと思います。取ったものが辰工務店に残っているんじゃないと思います。

「ヘーベル100mm+シート防水」というのは、打合せの中で、あるいは打合せが終わった段階で、あなたのほうで書いたものということで間違いありませんね。

打合せの途中ですね、聞いたらメモをする、聞いたらメモをするというやり方だったと思います。

このときに、シート防水などについて、どのような説明がされたか記憶はありますか。

それは一切ないです。

説明はなかったということですか。

はい。

あなたのほうで何か質問をした覚えはありますか。

ヘーベル100ミリということについて、ヘーベルというのが外壁材だというふうな知識はあったので、屋根にヘーベル100ミリというのを聞いて、そんなのがあるんだという印象を持って、ヘーベルなのというのを何か一言言ったような記憶があります。そしたら、何かそういう屋根用のヘーベルがあるんだということを答えたような記憶があります。

2 シート防水がされるという説明がされたわけですよね、打合せの中で、シート防水という言葉が少なくとも出てきているわけですよね。

はい。

それについて、あなたのほうで何か意見を述べたり、いや違う方法にしてほしいというふうに話した覚えはありますか。

全くないです。

3 話したことはないということでもいいですね。



26年10月の時の写真が乙3号証の4, 5, 6ということですか。

はい、そうです。

その後、どうなったんですか。

この件についてですか。

26年10月の雨漏りの際は。

それで、多分翌日の朝じゃなかったかなと思うんですけど、イワキリさんが、だれが行ったか分からないんですね、現場のほうに行ったら、テナントさんに辰工務店のほうは来ましたかと言ったら、朝、来ましたと、5分ぐらいおって写真だけ何枚か撮って帰りましたということでした。その後、その日に私にメールが来たというのが、先ほどの乙2の名前が分からないメールが来たということと、報告の写真が乙3の21から24が添付されたメールが来たということです。

平成27年4月に2階の雨漏りが発生したというふうに主張されていると思いますけれども、これはどのような経緯で雨漏りに気付いたんですか。

これは4月30日だったと思いますけど、1階だけ貸していたもんですから、2階の空き部屋を倉庫代わりに使っていて、物を取りに行ったんだと思います。その部屋に入って、用事が終わったんで帰ろうかなと思ったら、何か画像、自分の視野の中に黒い物が映ったんで、びっくりして何だろうと思って、その黒いほうを見たら天井だったと、これは大変なことになっていると思って、知ってる建築屋さんに電話をした、一度簡単な改修をテナント入居前にしますので、壁とかの補修をしますので、内壁とかの、その建築屋さんに電話をしたら、業者さんを連れてあした行きますということで、翌日、私含めて4人で屋上に上がった、そしたら、切り貼りしてた脱気筒の、厳密には覚えてませんが、2か所は確実に覚えてるんですけど、シートの接合部分がはがれて、もうピラピラになっていた状態で、そこから

雨がどんどん入っていたという。

4 そういった説明を受けたということですか。

説明を受けたというか、現実、私もここにいましたので。

5 あなたは専門家ではないですね。

専門家じゃない。

なので、業者さんがどのような説明をあなたにしたのかということをお尋ねしたいんですが。

その接合部分がはがれて、ここから雨が入っていますねと、業者さんがそこ辺はある程度、専門的に知識がありますので、これは設置方法が間違っていると。

という説明を受けたということですか。

そうです。

平成26年5月20日に、前の裁判について和解が成立していますよね。

はい。

6 このとき、和解条項の中に、お互いに債権債務がないことを確認するといった意味合いの条項が入っていますけれども、この条項についてはどのように理解をしていたんですか。

そのとおりです、債権債務は生じないと。

7 債権債務というのは、具体的にはどういうものだと思っていましたか。

文字どおりですね、言葉でちょっとメモ見ていいですか、だめですか。あなたがどのように考えていたのかということなので。

要するに、損害賠償の請求はできない、相手方も当然、それ支払う必要はない、そういうふうに理解しています。

8 損害賠償の請求だけだと思っていましたか。

損害賠償の請求だけ、債権債務、お金を払わなきゃいけない、あるいはお金を請求できる権利、払わなきゃいけない義務という理解です。



金銭の支払いのみだと思っていたんですか。

金銭の支払い，何がしか役務をしないといけないとか，そういったことまでは厳密には理解してなかったと思います。そういったものも当然，サービスをするということは当然，費用が発生しますので，そういったものが含まれているという理解はありました。

- 9 債権債務という言葉の意味合いに限らず，この和解が成立したことによって，あなたは原告会社に対して，どういったことができなくなるというふうに考えましたか。

どういったことができなくなる，基本的には和解条項に書かれているとおりですね。

- 10 平成28年9月に，原告辰彌さんに対して書簡，甲8号証を送っていますよね。

はい。

これを送ったのは，なぜですか。

社会的責任うんぬんということをたびたび言及しておりますけども，そういったことにおいて，どのような回答があるのだろうかという，あるのだろうかというのは，要するに何かそういったものに対して，きちんと対応する，してくれる可能性というものを期待していました。

- 11 このリマークビルに関連する問題については，先ほど出た和解の中で解決したものだというふうに考えなかったんですか。

解決した，解決というその概念が何を意味しているのかというのが分からないんですけども，あくまでも和解条項に書かれていることですね，そのことを認識したということですね。

- 12 そうすると，あなたが甲8号証を送ったことについては，和解条項に違反するとは考えなかったということですか。

そうですね。別な言い方をすると，顧客としての立場というものを失



うという意味ではありませんので、和解条項そのものがですね。だから、顧客としての立場で質問をしてみたい、問い合わせをしてみたいという意味において書簡を出したということです。

甲8号証を送った直接のきっかけとなるようなことはあったんですか。

それは、準備書面でも言及していますけども、雨漏りを発見して、これ大変なことになったと、仮にこれ補修しようとしたらどんな方法があるだろう、費用がどのぐらいかかるのかということと一緒に現場検証した業者さんに尋ねたら、かなりのこれは補修になるということで、経済的にそんな余裕はありませんでしたので、これは自分の経済力で補修することはもう無理だから、そうするとそのまま補修しないでほっとけば資産として無価値になるというか、台無しになるから、これは売るしかないということで、すぐに不動産屋に売ってほしいということに依頼して、ただやっぱりいろんな条件がそろわないと、不動産というのは簡単には売れませんので、実際に売れるかどうかも分からないんだけど、その期間、5月、6月、7月、7月の下旬に売買契約を結びましたけど、実際に引渡しをしたのは8月末ですね。この3か月間、4か月間の間にほんとに苦しい思いをしたということですね。なので、甲8号証を送ることにしたということなんですか。

なのでっていうか、それはもちろんそれがきっかけになって、製作したというか、作った業者さんがこの事実を知ったときに、どのように受け止めるのだろうか、それを聞いてみたいと。

甲8号証に対しては、明確な回答がなかったわけですね。

そうですね。

13 なので、甲9号証を送っているんだと思うんですけども、回答を聞いてみたかったという気持ちだけで、2回も書簡を送ったんですか。

甲8号証にそれは書いていたんですけども、回答欲しいと、17日ま

でに回答くださいというふうに書いてあったと思うんですけども、それまで待ったんだけど、来なかった、何も回答がなかったということで、回答をもう一回催促しようと、1回の催促だけはしようかなと思ってました。

このリマークビルの工事、雨漏りの件もそうですけど、前回、裁判になっているわけですね。

はい。

和解が成立していますよね。

はい。

14 そういった問題があったので、あなたとしては27年に入って、雨漏りなど経験されて大変な思いをされたのかもしれませんが、こういった甲8号証のような書簡を送る前に、弁護士に相談しようとか考えなかったんですか。

弁護士にですか、法的な紛争うんぬんという、まだレベル、段階でなかったのです。

15 ないと思っていたということですか。

そうですね。

今回の原告ら側からの訴訟提起が不当訴訟だというふうに主張されていますけれども、訴え提起によって、あなたにどのような損害が生じたか。

損害ですか、突然20日の日に電話通告があった後、もう一回しばらくした30分か1時間経って、代理人のほうに電話をして、訴訟委任状をファクスで送ってもらった、その300万という内容は、どんな内容なんですかということを聞いて、初め電話通告があったときには、辰彌さんあてに送ってるので、辰彌さんが300万の訴訟を私に訴えるというふうに、電話の通告では受け止めてましたので、2回書簡を出して、辰彌さんが300万の訴えを私に起こすということは、どう



辰工務店において、あなたの案件以外に今言った具体例に当てはまるよう事例はありますか。

知らないです。

起こったという話も聞いてないということですか。

基本的に、そういったマイナス情報は、聞いているか聞いてないかというのはどちらですか。

聞いてないですね。

リマークビルの転売についてお聞きしますけども、最終的には売却できたんですよね。

できましたね。

雨漏りの箇所は修理せずに売却したということによろしいですか。

そうです。

買主は、仲介業者も雨漏りの原因については分かっていたということでしょうか。

そうですね。

分かった上で購入したということですね。

そうです。

裁判官

甲第31号証を示す

1 ページ目、黒字で書かれている部分と、それから青鉛筆のようなもので書かれているものと、それから赤ペンで書かれているものがあるんですけども、**黒字部分はあなたが書いたということ間違いありませんか。**

そうですね。

この青鉛筆で書いたのはどなたでしょうか。

それは、もう私は分かりませんね、辰工務店のだれかいずれかだと思いますね。



あなたではないということですか。

はい。

赤ペンで書いてある部分もあなたではないということですか。

今ちょっと気付きましたけど、黒い字で書いているのも私じゃない字が結構ありますね。

具体的にはどこですか。

甲31号証の右下のところに、ちょっと空いたスペースなんでしょうけど、1, 天井高, 2, 階段何とか。

筆跡がちょっと上のところ違いますね。

明らかに筆跡が違いますね。

16

1, 天井高, 2, 階段って書かれている以外の部分についての筆跡があなたのものであるということによろしいですか。

そうですね。

以上